

岡山市未成年後見人支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市こども総合相談所が支援を行う児童について、その未成年後見に係る報酬等の全部又は一部を助成することにより、未成年後見人（民法（明治29年法律第89号）第838条に定める未成年後見人をいう。以下同じ。）の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とし、岡山市未成年後見人支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業における事業内容は、以下のとおりとする。

- (1) 未成年後見人が未成年被後見人となる児童（以下「未成年被後見人」という。）から受け取るべき報酬額の全部又は一部を助成すること（以下「報酬助成」という。）。
- (2) 未成年後見人及び未成年被後見人が加入する保険（公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）が運営する未成年後見人補償制度に係る未成年後見業務賠償責任保険及び総合生活保険（傷害補償）に限る。）に係る保険料を助成すること（以下「保険料助成」という。）。

(助成対象)

第3条 報酬助成及び保険料助成の対象となる未成年後見人は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の8の規定により岡山市こども総合相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任された未成年後見人又は岡山市こども総合相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（ただし、岡山市こども総合相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、岡山市こども総合相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると岡山市こども総合相談所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）であり、かつ、次に掲げる事項を全て満たしているものとする。

- (1) 未成年被後見人の現金、預貯金、有価証券等及び不動産（以下これらを「資産」という。）の評価額の合計が1,700万円未満であること。
- (2) 未成年後見人が未成年被後見人の親族（民法第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）以外の者であること。
- (3) 未成年被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されており、当該

未成年被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親ではないこと（ただし、未成年被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

2 前項において、岡山市こども総合相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると岡山市こども総合相談所長が認める児童とは、次に掲げる要件の全てに該当する児童をいう。

（1）岡山市こども総合相談所が把握している児童であること。

（2）保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。

（3）親族が監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

3 保険料助成の対象となる未成年被後見人は、第1項に定める未成年後見人が選任されている未成年被後見人とする。

（助成金額）

第4条 報酬助成の額は、平成17年5月2日付雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」において「未成年後見人支援事業」の報酬額として定める額を上限とし、報酬付与の審判を受けた額の範囲内とする。

2 報酬付与申立期間に適用される前項の報酬額として定める額に増減があった場合の上限は、別に定めるところによる。

3 保険料助成の額は、第2条第2号の保険に係る保険料（保険の加入が年度途中の場合、補償開始月ごとに定められた中途加入保険料）の全額とする。

（助成対象期間）

第5条 報酬助成及び保険料助成の対象期間は、未成年被後見人が成年に到達する日の前日までとする。

（報酬助成の申請）

第6条 未成年後見人は、報酬助成を受けようとするときは、原則として1年に1回家庭裁判所における報酬付与の審判を受け、報酬額が決定された後に、「岡山市未成年後見人報酬助成申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、当該決定を受けた年度内に市長に提出しなければならない。

（1）未成年後見人に対する報酬付与の審判書の写し

- (2) 家庭裁判所に提出した未成年被後見人に係る財産目録の写し
- (3) 未成年被後見人の預貯金通帳の写し
- (4) 未成年被後見人が不動産を有する場合、その評価額を確認できる書類
- (5) 未成年被後見人がその他財産を有する場合、その資産額が確認できる書類

(報酬助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、報酬助成の可否及びその額を決定し、その旨を「岡山市未成年後見人報酬助成決定通知書」(様式第2号)により通知するものとする。

(報酬助成の方法)

第8条 報酬助成は、未成年後見の開始の審判を受けた日の属する月以後の未成年後見人に対する報酬について支給する。

- 2 報酬助成は、未成年後見人が指定する口座(未成年後見人名義の口座に限る。)に振り込む方法により行うものとする。

(保険料助成の申請)

第9条 未成年後見人は、保険料助成を受けようとするときは、「岡山市未成年後見人保険料助成申請書」(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 日本社会福祉士会が定める未成年後見人補償制度加入依頼書
- (2) 未成年後見開始の審判書の写し
- (3) 未成年被後見人の預貯金通帳の写し
- (4) 未成年被後見人が不動産を有する場合、その評価額を確認できる書類
- (5) 未成年被後見人がその他財産を有する場合、その資産額が確認できる書類

(保険料助成の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、保険料助成の可否を決定し、その旨を「岡山市未成年後見人保険料助成決定通知書」(様式第4号)により通知するものとする。

(保険料助成の方法等)

第11条 市長は、前条の規定により保険料助成を決定したときは、日本社会福祉士会に対し、第9条第1号の未成年後見人補償制度加入依頼書を提出し、日本社会福祉士会の指定する方法により保険料の助成を行うものとする。

2 市長は、日本社会福祉士会より送付される加入者証を受領したときは、これを速やかに第9条の規定による申請を行った未成年後見人に送付するものとする。

(事故等の発生報告)

第12条 保険料助成を受けている未成年後見人又は未成年被後見人が、事故等の発生により保険金の支払いを求める場合には、日本社会福祉士会所定の「事故報告書」を作成のうえ、市長に提出しなければならない。

(状況の確認)

第13条 岡山市こども総合相談所長は、1年に1回以上、報酬助成又は保険料助成を行っている未成年後見人及び未成年被後見人の状況を確認するものとする。

2 未成年後見人及び未成年被後見人は、前項の規定による確認及び本事業の実施に必要な調査を正当な理由なく拒んではならない。

(未成年後見人の報告義務)

第14条 未成年後見人は、次に掲げる事項が発生した場合には、速やかに「岡山市未成年後見人状況変更報告書」(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

- (1) 未成年後見人が辞任し、又は解任されたとき。
- (2) 未成年被後見人が成年に達したとき。
- (3) 未成年被後見人が死亡したとき。
- (4) 未成年被後見人の有する資産の評価額の合計が1,700万円以上になったとき。
- (5) 前号に定めるもののほか、未成年後見人が第3条に規定する助成対象に該当しなくなったとき。
- (6) 未成年被後見人が養子縁組を結んだとき。
- (7) 未成年後見人又は未成年被後見人が氏名又は住所を変更したとき。

(助成の終了)

第15条 前条第1号から第6号までのいずれかの事由が生じたときは、報酬助成及び保険料助成は終了するものとする。

2 報酬助成及び保険料助成が終了したときは、市長は、「岡山市未成年後見人支援事業終了通知書」(様式第6号)により未成年後見人に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第16条 報酬助成及び保険料助成を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第 17 条 市長は、未成年後見人が偽りその他不正な手段により報酬助成又は保険料助成を受けたことが明らかになったときは、報酬助成決定及び保険料助成決定を取り消した上、未成年後見人に対し、既に支払った報酬助成金及び保険料助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 市長は、報酬助成又は保険料助成の支払後において、当該助成を受ける未成年後見人が第 14 条第 1 号から第 6 号までのいずれかの事由が生じていた報告を過失により怠っていたときは、当該未成年後見人に対し、事由発生後に支払った報酬助成金及び保険料助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(岡山市未成年後見人報酬支給事業実施要綱の廃止)

2 岡山市未成年後見人報酬支給事業実施要綱(平成 25 年 3 月 27 日施行)は、廃止する。

(岡山市未成年後見人報酬支給事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の岡山市未成年後見人報酬支給事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)第 8 条に規定する報酬の支給を受けた者に係る旧要綱第 9 条の規定による報告の義務、旧要綱第 10 条の規定による資格の喪失及び旧要綱第 11 条の規定による虚偽その他不正な行為があった場合における報酬の全部又は一部の返還の義務については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。